

主 文
原判決を破棄する。
被告人を懲役一年に処する。

理由
一 同（弁護人小泉英一、同田中稔の控訴趣旨）第一点および同第三点について
およそ都市地方において乗客の搭乗注文を求めて巡回するタクシー（貸自動車）
に乘車する場合には、少くとも同車の運転業者間において取りきめている乗車賃金
の最低額は当然支払うべき契あるものとする機械が零点上より廻転し始めて或る程度進
行していたままであつたと否とによつて區別される事柄ではない。

而して本件においては、被告人が原判示第二のタクシ一に乘車したりときは、その
自動車の運転者Aが丁度同所まで進行していたのを右Aが零点上に引き戻さうと
す機械が零点上より或る点まで進行していたのを右Aが零点上に引き戻さうと
ろ、被告人は他の一名と共に乘車して、特にそのままで早く出発せよというが如き
趣旨を申し向けたので、Aはその被告人等の風采や態度等に早くも内心やや畏怖した
始め、被告人のいうとおり、零点上に戻さずに進行し、被告人が降りたため停車した
ときは乗車賃額を示すメーターには一〇〇円の数字があらわれていたが静岡市内の
タクシ一の最低料金額たる八〇円の支払を被告人に請求したところ被告人より原判
示第二の如く「このやろう」と申すなどの威嚇的態度に出た内金二〇円を支払つた
のみなので、もし更に請求を続けておれば被告人より如何なる身体財産等の害悪を
受けるやも測り難いとの畏怖の念を生じ、因つて右残金六〇円の支払を受けると
を断念するに至らしめたことは、Aの検察官に対する供述調書および原審証人Aの
供述（原審第二回公判調書記載）等原判決引用の証拠によつて明らかである。而し
て恐喝は人に害悪を告知して威嚇し、之により相手の反抗を抑圧しない程度内で畏
怖せしめて一定の財産上の利得をなすことによつて成立し、その際その被害者にお
いて積極的にその財産を放棄する処分行為に及ぶことを必要とするものではない。
従つて、原判決において右金六〇円の支払請求を断念するに至らしめたことにつき
被告人に恐喝罪の成立ありとしたことは正当であり、此の点に関して所論のよう
な事実誤認や法令適用の誤あるものではない。論旨は理由がない。

一 同第六点について
所論は、要するに、原判示第二の場合被告人のAに対する恐喝罪の成立ありと仮
定しても、同罪と同判示の被告人の暴行（その結果は傷害に至つた所為）の罪とは
併合罪の關係に立つものであり、右判示の如く刑法第五十四条第一項前段の想像的競
合犯の關係にあるものにあらざる旨主張するものである。

よつて按ずるに、恐喝は、前述の如く、威嚇的方法によつて害悪を告知して人を
畏怖せしめることにより一定の財産的利益を取得することを本質とする。而して、
その威嚇的方法は、相手方の反抗を抑圧する程度のものでない限り、特に制限はな
いから、不利益なる事項を告知する内容を有する言語等のほか狂暴なる身体の状態
による威嚇等をも包含し、且つ、その方法にして同時に他の罪名に触れる場合に
は、恐喝罪の成立と同時に右の他の犯罪の成立をも来すことになる。

〈要旨〉而して本件においては、被告人は、原判示第二の場合運転者Aからタクシ
一の乗車賃の支払請求を受</要旨>けるや、その支払を免れるため「このやろう」等
と叫び且つ同人を殴打負傷するに至らしめ、その後賃金の一部を支払つたが、右言
動によりAをして、此の上右請求を続けては如何なる害悪を受けるやも測り得
ないとの畏怖の念を抱かしめ、そのため右賃料残金六〇円の支払請求を断念せしめ
て財産の利得をしたというのである。故に、右によれば、右殴打傷害による畏怖
と、言語による畏怖とが同時に発生し、その双方相俟つて請求断念に至らしめたも
のであり、而して、此の場合右言語による威嚇は恐喝罪の本来的構成要件を成すに
止まるが、殴打傷害は、それ自体犯罪を構成すると同時に一面恐喝罪との交渉を生
じ、その畏怖の念発生の起因となつては、その実質において、むしろ被告人に不
利益なる結果に到達することを主張するもので、控訴理由としては、事実誤認又は
法令適用の誤のいずれよりみるも妥当でない。

故に、原判決において、結局右傷害罪と恐喝罪とを刑法第五十四条第一項前段の想
像的競合犯の關係にあるものと認めたとしたのは正当であり、所論の如く両者は併合罪の
關係にありとなすは首肯し難い。

而して、なお、原判決において想像的競合犯に認定したことを攻撃し同一事実
につき之を併合罪の關係にあるものとなすは、その実質において、むしろ被告人に不
利益なる結果に到達することを主張するもので、控訴理由としては、事実誤認又は
法令適用の誤のいずれよりみるも妥当でない。

故に、論旨は右敦れの点よりみるも理由がない。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 久礼田益喜 判事 武田軍治 判事 石井文治)